労　　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第 36 条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定に基づき指名した労働者災害補償保険制度の関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、令和５年９月11日付けをもって指名した者（関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者各２人）については本年９月10日をもってその任期が満了する。

よって、同条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第22条の規定に基づき、新たに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和７年７月25日

厚生労働大臣　福岡　資麿

記

１　推薦資格　推薦資格を有するものは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。

３　推薦締切日　令和７年８月19日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105―0011　東京都港区芝公園１―５―32　労働委員会会館８階　労働保険審査会

様式

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者／事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

（注）１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が２以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

太平洋広域漁業調整委員会会長公示第十八号

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号３(2)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和七年七月二日　太平洋広域漁業調整委員会会長　北門　利英

令和七年七月四日から令和七年七月三十一日まで

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長公示第十八号

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号３(2)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和七年七月二日　日本海・九州西広域漁業調整委員会会長　田中　栄次

令和七年七月四日から令和七年七月三十一日まで

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長公示第十八号

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号３(2)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和七年七月二日　瀬戸内海広域漁業調整委員会会長　脇田　和美

令和七年七月四日から令和七年七月三十一日まで